

船員災害防止協会優良会員認定について、ご案内

このたび船員災害防止協会より標記について別紙の通り来報ありましたので
ご案内致します。

平成 20 年 7 月 24 日
全国海運組合連合会



事務連絡
平成 20 年 7 月 23 日

内航大型船輸送海運組合

全国海運組合連合会

全国内航タンカー海運組合 事務局御中

全国内航輸送海運組合

全日本内航船主海運組合

日本内航海運組合総連合会

第一事業部

船員災害防止協会優良会員認定について

今般、船員災害防止協会より、昨年度に引き続き優良会員認定を実施することについての文書が参りました。

つきましては、優良会員認定要領、優良会員認定基準及び優良会員認定申請書を送付致しますので、貴組合傘下事業者に対して、本制度の趣旨をご理解頂けるよう周知方宜しくお願い致します。

なお、下記船員災害防止協会ホームページにも掲載されております。

船員災害防止協会 <http://www.sensaibo.or.jp/>
TEL: 03-3263-6718

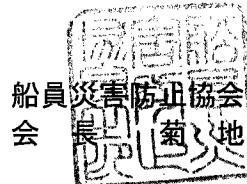
添付：船員災害防止協会優良会員認定について

[平成 20 年 7 月 1 日 船災防第 60 号]



船災防第 60 号
平成20年7月 1日

日本内航海運組合総連合会
会長 上野 孝様



船員災害防止協会優良会員認定について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より当協会の事業運営につきましてご協力頂き感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、昨年度に引き続き優良会員認定を実施し、当該会員には、「優良会員ステッカー」を発行することと致しました。昨年度船員労働安全衛生月間（9月）から本年度同月間（9月）までを有効期間として、57社の会員を優良会員と認定し、345枚の優良会員ステッカーを贈呈しました。これもひとえに貴会のご協力の賜と感謝致しております。

この制度は、前年度ゼロ災害に努力し、実績を上げた会員であり、協会活動に積極的な会員を、単年度毎に「優良会員」として評価し、ステッカーを作成・配布することにより、その努力と成果を明示するものであります。実質的には、国土交通省の「船員労働災害防止優良事業者認定制度」に連携することを意図しており、船員労働安全衛生月間行事とも関連付けて実施するものです。

つきましては、ご参考までに、優良会員認定要領、優良会員認定基準及び優良会員認定申請書（一般用及び会長宛申請書）をお送りしますので、貴会所属の会員の皆様に優良会員の趣旨につきまして、ご周知頂きたくお願ひ申し上げます。

なお、本件につきましては、当協会のホームページに掲載し、申請に必要な上記書式も提示していることを申し添えます。

船員労働の安全と健康を願いつつ、「一船一冊」のキャッチフレーズを以て、「KYTイラスト集」及び「船でつくる四季のメニュー」の普及に努めております。両書の船内備え付け（ただし、船内供食の実態がない場合、「船でつくる四季のメニュー」については事業所設置）を「優良会員」認定要件の一項目としている旨、併せてご紹介頂ければ幸いに存じます。

以上宜しくご支援のほどお願ひ申し上げます。

謹白



船員災害防止協会優良会員の認定要領

平成20年6月
船員災害防止協会

1 認定要件

次のいずれかに該当する会員を「優良会員」として認定する。

- (1) 国土交通省海事局運航労務課長が認定した船員労働災害防止優良事業者の会員
- (2) 平成19年度以降において、協会が、優良賞として表彰した会員または団体
- (3) 支部から、下記の要件に合致するとして推薦された会員
 - ① 前年度において、休業3日以上の災害が発生していないこと
 - ② 次の事項について、他の会員の規範となることが明らかであること
 - (イ) 近年における講習会、船員災害防止大会への参加
 - (ロ) 安全衛生委員会またはこれに準じる会議の活発な運営、活動
 - (ハ) その他積極的な災害防止活動の実施
- (4) 平成19年度以降において、訪船技術指導員の安全または衛生の報告書が優良である船舶を所有する会員で、上記(3)に該当する会員

2 認定の審査及び認定の有効期間

- (1) 審査の方法
 - ① 優良会員認定を希望する会員は、所定の申請書に事実を記載し、会員が所属する支部宛に提出することとする。
 - ② 支部は申請書に基づき審査を行い、認定要件を満たす会員について、本部に推薦することとする。
 - ③ 優良会員に該当するものとして認定される会員(上記、1-(1)及び1-(2))は、所定の申請書により、本部宛に認定手続きを行うこととする。
なお、申請書は、当協会のホームページに掲載することとする。
- (2) 認定の有効期間
認定の有効期間は、当該年度の安全衛生月間から次年度の安全衛生月間までの一年間とする。ただし、その間に、死亡災害または行方不明が発生した場合、若しくは、「優良会員」に相応しくない事実が生じた場合は、会員は自発的に認定を返上することとし、協会はその認定を取り消すこととする。
- (3) 認定を受けた会員
認定を受けた会員には、事業所(所有する船舶を含む)等、必要枚数のステッカーを配布することとし、会員名を協会の機関誌及びホームページに掲載する。

優良会員認定要件に関わる「ゼロ災害」努力の評価基準

平成20年6月
船員災害防止協会

当協会が優良会員として認定する要件中、「前年度において3日以上の休業を必要とする災害の発生がないか、その発生が船員の数に照らし極めて少ないとこと」について、「ゼロ災害」努力の評価基準として、当分の間、下記の通りとする。

- 1 前年度から申請の日まで、死亡し又は行方不明となった者がいないこと
- 2 常時使用する船員数が50人以下の中は、前年度から申請の日まで、3日以上の休業を必要とする災害の発生がないこと
- 3 常時使用する船員数が50人を越える場合は、前年度において、3日以上の休業を必要とする災害の発生が、船員数により定める、下表の人数を越えないこと

常時使用する船員数	3日以上休業した船員数
51～100人	1人
101～200人	2人
201～300人	3人
301～	4人

平成20年度優良会員認定申請書

船員災害防止協会 _____ 支部長 殿

申請年月日 _____

会員の名称 _____ 印

申請者氏名 _____ 印
(役職) ()

当社は、前年度より「ゼロ災害」に向けた努力を継続していることに加え、下記のとおり、船員災害防止活動に積極的に取り組んでいることから、「優良会員」の認定を申請し、併せて、事業所数()及び運航船舶数()に対するステッカーの交付を申請します。

記

船員災害防止に対する主要活動実績		申請者確認欄
1	前年4月1日以降、当該申請日までの間、3日以上の休業を必要とする災害の発生がないか、その件数が極めて少なく、協会の定める基準以下であること。	
2	安全衛生委員会またはこれに準じる会議を定期的に開催していること。	
3	船員災害防止協会が主催する講習会及び船員災害防止大会への積極的参加を図っていること。	
4	船内に、安全装置、検知器具、保護具等を適切に装備し、正しい使用を励行していること。	
5	安全・衛生教育を定期的に実施しており、「船で作る四季のメニュー」及び「KYTイラスト集」をはじめ、協会発行の安全衛生普及資料を活用していること。	
6	作業環境について、照明、接触等からの防御及び通行の安全等、良好な状況の維持に努めていること。	
7	船内の整理・整頓状況の維持に努め、安全標識等も良好な状況であること。	
8	船内の足場の安全を図るとともに、海中転落を防止するために、適当な措置を講じていること。	
9	船内の居住区全般の衛生状況の維持に努め、ねずみ族及び虫類の駆除を適切に行っていること。	
10	船内の調理作業設備の衛生状況の維持に努め、食材及び残飯の取扱いも良好に行っていること。	
11	清水の積み込み及び貯蔵の管理が適切であり、飲用水の検査も適切に行っていること。	
12	医療品及び衛生用品の整備保存に努めるとともに、生活習慣病予防対策に努めていること。	
その他特記事項:		

平成20年度優良会員認定申請書

船員災害防止協会 会長 殿

申請年月日 _____

会員の名称 _____ 印

申請者氏名 _____ 印
(役職) ()

当社は、前年度より「ゼロ災害」に向けた努力を継続していることに加え、下記のとおり、船員災害防止活動に積極的に取り組んでいることから、「優良会員」の認定を申請し、併せて、事業所数()及び運航船舶数()に対するステッカーの交付を申請します。

記

船員災害防止に対する主要活動実績		申請者確認欄
1	前年4月1日以降、当該申請日までの間、3日以上の休業を必要とする災害の発生がないか、その件数が極めて少なく、協会の定める基準以下であること。	
2	安全衛生委員会またはこれに準じる会議を定期的に開催していること。	
3	船員災害防止協会が主催する講習会及び船員災害防止大会への積極的参加を図っていること。	
4	船内に、安全装置、検知器具、保護具等を適切に装備し、正しい使用を励行していること。	
5	安全・衛生教育を定期的に実施しており、「船で作る四季のメニュー」及び「KYTイラスト集」をはじめ、協会発行の安全衛生普及資料を活用していること。、	
6	作業環境について、照明、接触等からの防御及び通行の安全等、良好な状況の維持に努めていること。	
7	船内の整理・整頓状況の維持に努め、安全標識等も良好な状況であること。	
8	船内の足場の安全を図るとともに、海中転落を防止するために、適当な措置を講じていること。	
9	船内の居住区全般の衛生状況の維持に努め、ねずみ族及び虫類の駆除を適切に行っていること。	
10	船内の調理作業設備の衛生状況の維持に努め、食材及び残飯の取扱いも良好に行っていること。	
11	清水の積み込み及び貯蔵の管理が適切であり、飲用水の検査も適切に行っていること。	
12	医療品及び衛生用品の整備保存に努めるとともに、生活習慣病予防対策に努めていること。	
その他特記事項；		